鹿児島県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一七〇円	二三〇円	二七〇円	
沖縄県	二一、〇〇〇円	七〇〇円	一八〇円	二五〇円	二七〇円	

二・三　（略）

○農林水産省告示第四百十三号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条の二第一項第一号、第二項、第三項第二号、第六項、第五十三条第二項及び第五十三条の二第一項、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号）附則第九項並びに土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号）附則第二条第七項及び第三条第六項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示

第一　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号（土地改良法施行令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	
一　土地改良法施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第二号の二に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	
負担金の区分	支払の方法
一　管理に係る農業用用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置に要する費用に係る負担金	支払期間を十年、利率を年〇・二パーセントとする元利均等年賦支払の方法（都道府県の申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法）
二　（略）	（略）
（注）　（略）	
二　令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	
負担金の区分	支払の方法
一　都道府県が法第九十条第二項の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該負担金の全部又は一部を徴収する場合（これらの者からの徴収金に代えて法第九十条第四項の規定により土地改良区から徴収する場合を含む。）におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金又はその部分、都道府県が法第九十条第五項の規定により当該事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその	ア　イに掲げる費用以外の費用に係る部分にあつては、支払期間（据置期間を含む。）を十七年、据置期間を二年、利率を年〇・二パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法 イ　令第五十二条第一項第一号の二に掲げる事業に該当する区画整理及び開畑に要する費用に係る部分にあつては、支払期間（据置期間を含む。）を十五年、据置期間を三年、利率を年〇・二パーセントとする元利均等

鹿児島県	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円	
沖縄県	二〇、一〇〇円	六七〇円	一六〇円	二三〇円	二八〇円	

二・三　（略）

改正前	
一　土地改良法施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第二号の二に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	
負担金の区分	支払の方法
一　管理に係る農業用用排水施設に附帯する工作物その他の物件の設置に要する費用に係る負担金	支払期間を十年、利率を年〇・一パーセントとする元利均等年賦支払の方法（都道府県の申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法）
二　（略）	（略）
（注）　（略）	
二　令第五十二条第一項第四号に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	
負担金の区分	支払の方法
一　都道府県が法第九十条第二項の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該負担金の全部又は一部を徴収する場合（これらの者からの徴収金に代えて法第九十条第四項の規定により土地改良区から徴収する場合を含む。）におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金又はその部分、都道府県が法第九十条第五項の規定により当該事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるそ	ア　イに掲げる費用以外の費用に係る部分にあつては、支払期間（据置期間を含む。）を十七年、据置期間を二年、利率を年〇・一パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法 イ　令第五十二条第一項第一号の二に掲げる事業に該当する区画整理及び開畑に要する費用に係る部分にあつては、支払期間（据置期間を含む。）を十五年、据置期間を三年、利率を年〇・一パーセントとする元利均等